



答 申 第 569 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日
付け教委総第 5425 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

ライオンズ奨学金システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 公益信託全神戸ライオンズクラブ奨学会が運営する奨学金への推薦者選考事務にあたり、電子計算機処理により、申請者の名簿管理を行うことは、迅速かつ公正な申請受付及び推薦を可能とするものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

ライオンズ奨学金システムについて
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

(◎は条例第11条第2項に該当する項目)

【データ項目】

氏名
性別
生年月日
世帯の状況
保護者の所得
成績
学校の推薦書
受付日
◎障害の状況